

議案第1号

財産の減額貸付について

下記のとおり財産を減額で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

沼田市長 星 野 稔

記

- 1 減額貸付をする財産
住 所 沼田市下之町888番地
テラス沼田7階の一部
床面積 317.28㎡
- 2 減額貸付の相手方
沼田市下之町888番地
沼田商工会議所
会頭 井熊開三
- 3 減額貸付の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 減額後の貸付料
月額 122,152円（消費税相当額を除く）